

平成 27 年第 3 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 1 時 30 分

2 閉会日時

平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 2 時 28 分

3 会議開催の場所

青森市役所柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席委員

- (1) 佐藤 秀 樹
- (2) 平 出 道 雄
- (3) 斎 藤 誠 子
- (4) 石 澤 千鶴子
- (5) 佐 藤 克 則
- (6) 月 永 良 彦

5 事務局出席職員

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 福 井 正 樹 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 成 田 聖 明 |
| (3) 教育次長 | 伴 孝 文 |
| (4) 浪岡教育事務所長教育課長事務取扱 | 平 田 公 成 |
| (5) 参事文化スポーツ振興課長 | 加 藤 文 男 |
| (6) 総務課長 | 八木澤 透 |
| (7) 社会教育課長 | 杉 山 潔 |
| (8) 中央市民センター館長 | 木 浪 経 彦 |
| (9) 文化財課長 | 白 取 慎 也 |
| (10) 市民図書館長 | 渡 邊 薫 |
| (11) 学務課長 | 工 藤 裕 司 |
| (12) 学校給食課長 | 川 邊 真理子 |
| (13) 指導課副参事 | 山 内 恒 志 |

6 会議に付議された案件

(1) 議事

- 議案第 13 号 青森市教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する規則の制定について
- 議案第 14 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第 15 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 16 号 青森市生涯学習推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 17 号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 議案第 18 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について
- 議案第 19 号 教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 20 号 青森市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 21 号 青森市いじめ防止基本方針の策定について
- 議案第 22 号 臨時に代理し処理した事項の承認について
(平成 27 年度当初予算追加補正について)
- 議案第 23 号 臨時に代理し処理した事項の承認について
(平成 27 年 4 月 1 日付け人事異動について)

(2) 報告

- ① 寄附採納について
- ② 青森市民体育館ネーミングライツ交渉者の選定について
- ③ 青森市指定文化財「三内稲荷神社の杜」の樹木に係る対応について
- ④ 青森市通学路交通安全プログラムの策定について

7 会議録署名委員

- (1) 石 澤 千鶴子
- (2) 月 永 良 彦

8 会議の概要

午後 1 時 30 分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

青森市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、議案第 23 号を非公開の会議とした。議案第 13 号から第 22 号の審議を行い、原案のとおり決定した。4 件の事案を報告し、非公開の会議とした議案第 23 号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○委員長

それでは議事に入ります。議案第 13 号青森市教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 13 号につきまして御説明申し上げます。

平成 27 年第 2 回教育委員会定例会において、新教育長の職務に専念する義務及び休日、休暇等に係る関連条例を審議していただきましたが、このほか新教育長の勤務時間や休憩時間といったその他の勤務条件につきましては、規則で定める必要がありますことから、本規則を提案するものでございます。

それでは、議案に基づき、条文に沿って御説明いたします。

本規則は、新教育長の勤務時間、その他の勤務条件について規定するものですが、いずれも一般職の職員の例によるものとしたところがございます。

附属資料 1 として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日としておりますが、条例と同様、経過措

置として、現在の教育長が教育委員として在職している間は、本規則は適用せず、従前の規定を適用することを定めております。

なお、当該議案に係る附属資料として、引き続き新教育長に適用する一般職の職員の勤務条件等を規定した、附属資料2「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を添付しておりますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第13号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第13号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第14号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第14号につきまして御説明申し上げます。

本規則は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、6つの関係規則の整備を一括して行うため提案するものでございます。

それでは、附属資料2「新旧対照表」に基づき、それぞれの規則の主な改正内容を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

「青森市教育委員会会議規則」につきましては、まず、第2条に第2項として、教育委員が会議を招集する方法を追加するものです。

次に、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定に関する規定である改正前の第4条及び第5条を削除するものです。

これ以降、5ページまでは、会議を主宰する者について「教育長」に改めるものでございます。

6ページを御覧ください。

「青森市教育委員会傍聴人規則」につきましては、第1条は法改正による条ずれに対応するものであり、これ以降、7ページまでは、会議を主宰する者について「教育長」に改めるものです。

8ページを御覧ください。

「青森市教育委員会公告式規則」につきましては、法改正による条ずれに対応するものです。

9ページを御覧ください。

「青森市教育委員会公印規則」につきましては、別表中の委員長印を廃止するものです。

10ページを御覧ください。

「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」につきましては、法改正により、新たに設置される教育長職務代理者は、教育長が教育委員の中から指名することとなるため、これまでの教育長職務代理者の指定に関する規定である改正前の第7条を削除するものです。

14ページを御覧ください。

「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」につきましては、第2条に第2項と

して、教育委員会から教育長に委任された事務を、適宜、教育委員会へ報告することを追加するものです。

附属資料1として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としておりますが、先ほどの議案第13号と同様、経過措置として、現在の教育長が教育委員として在職している間は、本規則は適用せず、従前の規定を適用させるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第14号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第14号については原案のとおり決定といたします。

次に、議案第15号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第15号につきまして御説明申し上げます。

本規則は、平成27年度の教育委員会事務局の組織等の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

それでは、附属資料2「新旧対照表」に基づき、改正内容を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

第3条第3項に市民図書館内に「歴史資料室」を設置する旨を規定するとともに、2ページの別表1中の指導課の分掌事務に「いじめ防止対策審議会に関する事項」を追加するものです。

附属資料1として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第15号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第15号については原案のとおり決定といたします。

次に、議案第16号「青森市生涯学習推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第16号につきまして御説明申し上げます。

本規則は、平成 26 年 10 月の社会教育委員会議からの答申を踏まえ、青森市生涯学習推進員の職務及び勤務時間等の見直しを図り、市民センター・公民館のサポート体制を強化するため、提案するものでございます。

それでは、改正内容について、附属資料 2「新旧対照表」に基づき御説明いたします。

資料 1 ページを御覧ください。

まず、第 2 条については、これまで社会教育課に置いていた生涯学習推進員について、それぞれの担当に応じ、社会教育課のほか、中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課に配置するため、同条中「社会教育課」を削除するものです。

第 3 条については、生涯学習推進員の職務について、改正後の規則の第 2 号において、市民センター・公民館等が行う社会教育に関する事業への協力及び指導、助言に係る職務を明確にするとともに、各号の文言整理をするものです。

2 ページを御覧ください。

第 4 条については、生涯学習推進員の委嘱の基準について、改正前の規則の第 3 号における「施設の職員として勤務した経験がある者」を、改正後の規則の第 2 号として「社会教育に係る事業の企画、立案及び指導等の業務に従事した経験がある者」とするなど、各号の文言整理するものです。

第 5 条については、改正前の規則において、これまで生涯学習推進員と兼ねることのできない職を規定していたものを、生涯学習推進員になることのできない欠格条項等に改正するものです。

第 6 条については、改正前の規則の第 3 号において、生涯学習推進員の任期を「通算して 3 年を超えて在職することができない」としていたものを、長期的に有用な人材の活用を可能とするため、同号を削除するものです。

第 7 条については、生涯学習推進員の勤務時間について、改正前の規則において「1 週間につき 18 時間から 30 時間までの範囲内」としていたものを、「1 週間につき 29 時間までの範囲内」と改正するものです。

第 8 条については、生涯学習推進員の身分が、地方公務員法第 3 条第 3 号に規定する地方公務員特別職であり、地方公務員法の適用を受けないことから、そのサービスを規定するものです。

また、第 2 条の改正内容で御説明したとおり、これまでは、生涯学習推進員を社会教育課に置いておりましたが、今後は、それぞれの担当に応じ、社会教育課のほか、中央市民センター、浪岡教育事務所教育課に配置することとしており、これに伴い、各配置先における上司からの職務上の命令に従う義務について明記するため、第 1 項として「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」を加えるとともに、改正前の第 1 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰下げ、各号の文言整理するものです。

附属資料 1 として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第 16 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第 16 号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 17 号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい

て」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第17号につきまして御説明申し上げます。

本規則は、総務部総務課市史編さん室が実施してきた市史編さん事業の終了に伴い、その成果を継承するための組織として、市民図書館内に歴史資料室を設置するため、提案するものでございます。

それでは、改正内容について、附属資料2「新旧対照表」に基づき御説明いたします。

第2条の職員及び第3条の職務に室長を追加するとともに、第6条分掌事務に「市史に関すること」を加えるものでございます。

附属資料1として、本議案の概要をまとめております。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第17号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第17号については原案のとおり決定といたします。

次に、議案第18号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第18号につきまして御説明申し上げます。

本規程は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、3つの関係規程の整備を一括して行うため提案するものでございます。

それでは、附属資料2「新旧対照表」に基づき、それぞれの規程の主な改正内容について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程」につきましては、このたびの教育委員会制度改革により、新教育長は執行機関の事務を補助する者ではなく、これまでのように、教育長が市長の権限に属する事務を補助執行することができなくなるため、所要の改正を行うものであり、

- ・ 第1条の趣旨について、文言の見直しを行うものです。
- ・ また、別表第1から別表第4につきましては、A3のサイズの別紙にしてありますが、太字でアンダーラインをしてある教育長の補助執行に関する部分を削除するものでございます。

次に、附属資料2の2ページを御覧ください。「教育長の権限に属する事務の一部を学長に委任する規程」及び3ページの「青森市教育委員会エネルギー管理規程」につきましては、いずれも法改正に伴う条ずれに対応するものです。

附属資料1として、本規程の概要をまとめております。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としておりますが、第3条のエネルギー管理規程を除き、先ほどの議案第13号と同様、経過措置として、現在の教育長が教育委員として在職している間は、本規程は適用せず、従前の規定を適用させるものでござい

す。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第18号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第18号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第19号「教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第19号につきまして御説明申し上げます。

本規程は、学校予算の執行について、教育委員会における不適正な契約事務手続き防止のためのチェックを維持しつつ、学校の裁量拡大と事務処理の効率化を図るため、学校長への委任限度額を引き上げる見直しを行い、所要の改正をするものでございます。

委任限度額を引き上げに当たっては、これまでと同様に、入札の実施が必要なく、かつ学校事務において契約書、検査調書等の作成など新たな業務が生じないようにしております。

附属資料1として、本規程の概要をまとめております。

それでは、附属資料2「新旧対照表」に基づき、改正の内容を御説明いたします。

1 ページを御覧ください

上段部分は令達予算内を限度に校長の権限で執行できる予算科目ですが、「11 需用費」の括弧書きの中に、「燃料費（単価契約をしてあるものに限る。）」を追加したものです。

2段目は、これまで、学校長が執行できる権限を令達予算内で一件5万円未満としていたものを80万円以下とするとともに、「燃料費」については、上段の「単価契約をしてあるもの」と区別するため、その経費を除くことを明記したものであります。

3段目及び4段目については、新たに区分を設け、「一般修繕料」と「使用料及び賃借料」の限度額を「令達予算内で一件30万円以下」に、また、「維持修繕料」の限度額を「令達予算内で一件10万円以下」としたものであります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第19号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第19号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第20号「青森市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

いします。

○理事

議案第20号「青森市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

青森市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づいて、スポーツに関する深い関心と理解を有し、かつ職務を遂行するのに必要な熱意と能力を有する方に、スポーツ活動の促進を図っていただくことを目的に教育委員会が委嘱する非常勤の特別職であります。

現在の委員につきましては、40名の方々に御就任いただいておりますが、3月31日をもって任期満了となりますことから、次期委員の委嘱について御提案するものであります。

次期委員につきましては、お手元の議案のとおり、再任が37名、新任の3名の方々を候補者としております。

なお、委員の任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間となります。

以上、御説明申し上げましたが、委員の皆様におかれましては、慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第20号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第20号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第21号「青森市いじめ防止基本方針の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

○教育部長

議案第21号につきまして御説明いたします。

まず、わたしの意見提案制度の実施結果についてでございますが、附属資料1を御覧ください。

2月20日から3月19日までの1か月間、実施いたしました。5名の方から23件の御意見をいただいております。意見の内訳につきましては、表のとおりとなっており、意見への対応といたしましては、意見の内容を方針に反映したものが4件、すでに方針の中で記述又は市の考えが整理されているものが14件、反映困難と判断したものが4件、その他1件、となっております。

本日は、このうち、「反映」及び「反映困難」の計8件の内容と事務局の考え方について、御説明いたします。

附属資料2の1ページ目を御覧ください。

番号1番でございますが、「『いじめは決して許されない』ということ、タイトルにある部分(P.1)に入れてほしい。」との御意見です。

「はじめに」の部分に、御意見を反映させ、「このことから、本市においては、『いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない』という認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に取り組んできた。」という文章を加え、さらに、「学校や教育委員会がこれまで取り組んできた、いじめの防止等のための対策を生かしながら、いじめの問題を克服し、根絶に向けて取り組むよう、」という文章を加えました。

番号2番でございますが、「『いじめを行ってはならない』という内容を基本理念に入れば、いじめ防止をする上で役立つと考える。」との御意見でございます。

「いじめの防止等の対策に関する基本理念」に、御意見にある言葉を加えまして、「全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、」と修正をしたものがございます。

番号3番でございますが、「『いじめは、どの子にも、どの学級でも起こり得るという認識の下、いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されないという意識を児童生徒一人一人に徹底させること』という言葉は、いじめの根絶、いじめは絶対に許さないとの思いが脈打っている。この精神、フレーズを、現在策定中の『青森市いじめ防止基本方針』の中に取り入れていただきたい。」との御意見でございます。

「いじめの防止等に関する基本的な考え方」に、御意見にある言葉を加えまして、「学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に『いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない』という意識を徹底させるとともに、」及び「『いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない』行為であるという共通認識を持ち、」としました。

資料2ページ目をご覧ください。

番号6番でございますが、「教育委員会に『いじめ対策室』を新設する。」との御意見です。

これにつきましては、いじめの防止等のための対策について、本基本方針に基づき、実効的に行うため、教育委員会の附属機関として「青森市いじめ防止対策審議会」を設置するとともに、関係機関等との連携を図るため「青森市いじめ問題対策連絡協議会」を設置することにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することとしているほか、いじめに係る相談については、既存の組織において対応することにしておりますので、反映は困難といたしました。

番号7番でございますが、「教育委員会は、『広報あおもり』に、いじめ防止に関する啓発記事を毎号掲載する。」との御意見です。

いじめの防止等の啓発については、これまで、「いじめの問題に関する対話集会」の開催や、保護者向けの「いじめ防止啓発リーフレット」、児童生徒向けの「いじめ相談カード」、各学校が行ういじめ防止の取組を掲載した「いじめ防止啓発ポスター」を作成、配付する取組により行っており、また、今後においては、必要に応じて、いじめの防止等に係る取組状況に関する記事を、「広報あおもり」に掲載していきたいと考えておりますが、毎号は難しいということで反映困難といたしました。

資料3ページ目を御覧ください。

番号11番でございますが、「各校にスクールソーシャルワーカーまたは教育カウンセラー、学校相談員、スクールカウンセラー等を1名配置する。」との御意見でございます。

現段階では、スクールカウンセラーを全ての公立中学校に配置することにより、中学校区における全ての小学校においても活用できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」のさらなる拡充を国及び県に要望しているところでありますが、各校に1名配置というのは現状で難しいということで、こちらは反映困難とさせて頂いております。

次に番号12番でございますが、「各校の教職員1名以上がスクールソーシャルワーカーや教育カウンセラー、学校相談員、スクールカウンセラー等のどれかの研修を積み重ね、いじめ防止等に対応できる知識・技術等を身につけるようにします。」との御意見です。

教員に対する研修につきましては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の高度で専門的な相談技術等を身に付けるための研修ではなく、教員が児童生徒や保護者を対象に行う、受容的な姿勢による教育相談に対する理解を深める研修の機会を確保し、指導力の向上を図ることが重要であると考えておりますことから、反映困難とさせて頂いております。

5ページを御覧ください。

番号21番でございますが、「学校は、全教職員の参加により、週に一回は、いじめに

関する情報交換の場を設けること」との御意見でございます。

「学校におけるいじめの防止等に関する措置」に、御意見を反映させ、「担任が一人で抱え込んだりせず、組織的に対応するため、定期的な情報交換を行い、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。」とし、学校における情報交換の実施に当たっては、より機動的な取組となるよう、各学校の実情に応じた方法や回数によることができる表現としたところでございます。

なお、「記述・整理済」、「その他」の御意見及び理由につきましては、説明を省かせていただきますが、資料に記載のとおりとなっております。

また、附属資料3につきましては、ただ今、御説明申し上げた反映内容を盛り込み、取りまとめた基本方針（案）でございます。

反映箇所につきましては、網掛けで示してございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の方針（案）を御議決いただきますと、市長の権限に属する部分についての市長決裁を受け、方針全体の策定となります。その後、4月の定例庁議及び文教経済常任委員協議会において、パブリックコメントの実施結果と基本方針の策定について報告し、5月1日から5月31日まで、パブリックコメントの実施結果の縦覧を予定しているところでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

○月永委員

一昨年の大津のいじめの事件、そして先般の川崎の事件と、命に係わる事件が相次いでおりまして、日本全国でいじめに関してはかなり色々な取組がなされています。本市におきましても、このいじめに関しましては、かなりきめ細かく、学校、PTA、そして教育委員会内でもかなり議論を重ねてきたところですので。そして、この基本方針案までなんとか漕ぎ着けたところでございます。また、こういった基本方針は作るだけではなく、各学校でも色々な取組を行っているところであります。

パブリックコメントの内容を読ませて頂きましたが、市民の方々には、現実的な学校の取組や教育委員会の取組について、まだ理解できていない方が多いということを感じました。これを我々の反省として、今後もこういった事案については、広報活動や啓蒙活動をして参りたいと思っております。

今回の意見でもありましたが、いじめはどの子にもどの学校にも起こりうるという認識のもとに、いじめはいかなる理由があろうとも人間として絶対に許されないという基本的な考え方を、我々は「根絶」という言葉で象徴させ、そして各学校と連携しながらいじめが一つも起こらないように努めて参ります。

○斎藤委員

いじめに関しては、この基本方針をすり抜けて起こることが一番問題になっていることだと思います。

過去においても、青森市での重大な事例というものが、いじめのどこの段階でこの基本方針のどこの部分に関連していて、どこの部分がすり抜けてしまったのかということ、どこかで検証する必要があるのではないかと少し感じています。

○委員長

ありがとうございます。基本方針としてはよくまとめて頂いたと感じております。

それでは、議案第21号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第21号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第22号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第22号につきまして御説明申し上げます。

平成27年第1回市議会定例会に追加提案した、平成27年度一般会計補正予算についてでございます。

議案を御覧ください。

補正予算の内容は、人件費及び事務局費の歳出予算の減額となっております。

人件費につきましては、市全体で人事院勧告等を踏まえた職員の給料月額等の見直しを行うこととしたものであり、1千649万円を減額補正することとしたものでございます。

次に、事務局費につきましては、平成27年度から実施を予定していた少人数学級編成の拡大について、来年度から県が小学4年生に拡大することとなったため、市独自の実施は行わないこととしたものであり、2千869万2千円を減額補正することとしたものでございます。

これらについて、平成27年3月4日に議会に追加提案されたため、議会中に早急に処理する必要があり、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し承認を求めますのでございます。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは議案第22号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○委員長

御異議がないようですので、議案第22号については原案のとおり決定いたします。

(2) 報告

○委員長

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は4件となっております。

まず報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納についてご説明申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成27年2月9日～3月10日）」をご覧ください。

P T Aなどの学校・地域の関係者から特定の学校への寄附申し出が19件あり、N o . 1～N o . 13は卒業記念としての寄附で合わせて13件、N o . 14～N o . 19は卒業記念以外で6件となっております。

詳細は、資料記載のとおりでございます。

この度のご厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは、報告の2件目「青森市民体育館ネーミングライツ交渉者の選定について」事務局から報告をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

報告(2)青森市民体育館ネーミングライツ交渉者の選定について、御報告申し上げます。

本年1月20日開催の本定例会におきまして御報告申し上げました、ネーミングライツ・スポンサーの募集につきましては、2月2日から5つの文化スポーツ施設を対象に行っているところでありますが、当該事業の趣旨にご賛同いただきました市内の1者から、2月27日付けで青森市民体育館への応募がございました。

応募のあった青森市民体育館については、2月末で募集を一旦区切り、去る3月4日に、外部の学識経験者から応募者の経営状況について意見聴取を行い、また、3月23日には副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議を開催した結果、交渉者には、ネーミングライツ料を年額250万円、契約期間を平成27年5月1日から3年間との内容を提示しておりました、「株式会社 角弘」様が選定されました。なお、愛称につきましては、「株式会社 角弘」様のご要望により、後日公表することとしております。

今後につきましては、今年5月からのネーミングライツの導入のため、交渉者と看板設置場所、契約締結に向けた協議を進め、契約締結後には、広報あおもりや青森市ホームページ等を活用し、契約期間、契約金額、愛称について周知を図って参ります。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは、報告の3件目に入ります。

「青森市指定文化財「三内稲荷神社の杜」の樹木に係る対応について」事務局から報告をお願いします。

○文化財課長

青森市指定文化財「三内稲荷神社の杜」の樹木にかかる対応について、ご報告申し上げます。配付資料をご覧ください。

三内丸山地区にあります三内稲荷神社境内の杜は、「市内有数の古木群として貴重である」として、教育委員会では、昭和52年に市指定文化財に指定しておりますが、そのうち、黒松1株が、市道に隣接した場所から市道上の空間に大きく張り出して植生しておりましたことから、枝折れ等による危険の未然防止を図るため、伐採されたものであります。

伐採に至った経緯ではありますが、昨年12月7日、この黒松の枝が市道上に落下しているとの情報が寄せられ、現場を確認いたしましたところ、雪の重さで枝が折れて落下したものであったと思いますが、幸いに、このことによる人的被害等は確認されませんでした。

その後、樹木の管理者であります神社の氏子総代から、積雪や暴風等による同様の事案発生により懸念される危険の未然防止を図るため、止むを得ず樹木を伐採したいとの意向が示されましたことから、青森市文化財保護条例第40条の規定により、樹木の管理者から現状変更の許可申請書を提出していただき、伐採を許可したところであります。

なお、樹木の伐採は、2月17日、18日の2日間で行われ、伐採後の状況につきましては、資料下の写真のとおりとなっております。

以上、ご報告いたします。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○委員長

それでは、報告の4件目に入ります。

「青森市通学路交通安全プログラムの策定について」事務局から報告をお願いします。

○学務課長

青森市通学路交通安全プログラムの策定について、ご報告申し上げます。

配付資料をご覧ください。

本市における通学路の安全対策につきましては、これまでも各小・中学校が、学校、保護者、警察、町会、民生委員等による、通学路の安全に係る推進体制を構築し、それぞれに取り組んできたところですが、近年、全国各地で登下校中の児童生徒の事故が発生しており、特に平成24年には死傷者が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁からの通知を踏まえ、「青森市通学路交通安全プログラム」を策定し、合同点検及び点検後の対策、ならびに積雪期の通学路の安全確保に係る取組を実施することといたしました。

取組の方針といたしましては、本プログラムに基づき、関係機関による合同点検、関係機関との協議、必要な対策の実施、対策検証後の効果検証を、PDCAサイクルで実施することとしております。

合同点検の実施につきましては、

1つには、関係機関との連携の強化を図ることを目的に、資料に記載してあるとおり14の機関による「通学路安全推進会議」を実施し、通学路の安全確保に係る協議を行うこと。

2つには、4月から教育委員会・学校、道路管理者、警察の三者による合同点検を実施し、それを踏まえて「通学路安全推進会議」での検討を経て危険箇所への効果的な対応を行うこと。

3つには、積雪期における関係機関との連携による対策を明確化し、積雪により危険箇所が発生した場合に、効果的な対応を行うことができるようにしたこと。

などとなっております。

本市では、幸いなことにこれまで通学路での大きな事故は発生しておりませんが、教育委員会では、プログラム策定後、速やかに各小・中学校及び関係機関に周知し、共通認識のもと、通学路安全対策の一層の充実に取り組んで参りたいと考えてございます。

○委員長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○委員長

その他、本日の案件以外に、皆様の方から意見等何かありませんか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○委員長

これからは、先ほど非公開の会議とすることとした議案第23号の審議に入りますが、

青森市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様の御退室をお願いします。

(議案第 23 号 臨時に代理し処理した事項の承認について)

————— 原案のとおり決定 —————

それでは、これで本日予定しておりました議案の審議等が全て終了致しました。
以上を持ちまして、平成 27 年第 3 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 27 年 3 月 27 日開催の平成 27 年第 3 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 27 年 4 月 20 日

書 記 藤田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 27 年 4 月 20 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 月 永 良 彦